

宮崎県協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年 3月

宮 崎 県

目 次

はじめに	1
第1 普及事業の基本的な考え方	2
1 普及指導員の役割と機能	2
2 普及指導員の職務	2
第2 普及指導活動の課題	2
1 意欲ある多様な担い手への支援	3
2 みやざきらしい産地づくりと農業の6次産業化等の支援	3
3 持続可能な農業生産や農畜産物の安全性確保に向けた支援	4
4 活力ある農村の振興に向けた地域ぐるみの取組に対する支援	5
第3 普及指導員の配置に関する事項	5
1 広域指導担当普及指導員	5
2 西臼杵支庁・各農林振興局の普及指導員	5
3 普及指導員の養成・確保	5
第4 普及指導員の資質の向上に関する事項	6
1 向上を図るべき資質	6
2 研修の計画的実施	6
3 人事交流の促進	6
4 普及指導手当	6
第5 普及指導活動の方法に関する事項	6
1 普及指導活動の重点化	6
2 普及指導活動計画の策定と評価	6
3 試験研究・研修教育及び行政部門との一体的取組	7
4 普及指導協力委員等及び関係機関・団体との連携・役割分担	7
5 農業者等に対する積極的な情報提供	8
6 研修教育の充実強化	8
7 その他普及指導活動の方法に関する留意事項	9
第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	10
1 都道府県間の連携	10
2 海外技術協力への対応	10

はじめに

本県の協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号。以下「助長法」という。）の規定に基づき、国と県との協同事業として実施され、昭和23年の制度発足以来、防災営農や暖地営農むらづくり、みやざきブランドの確立など、本県農業・農村の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢は、WTO・FTA交渉やTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）などに象徴される国際競争の激化、農業・農村を支える担い手の減少と高齢化の進行などの構造的な課題に加え、温暖化の進行による地球規模での環境問題や野生鳥獣被害の増加、さらには、平成22年4月に本県で発生した口蹄疫からの再生・復興など、様々な課題に直面している。

このような中、国においては、平成22年3月策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、戸別所得補償制度の導入や6次産業化による農村地域の再生の取組など、農政の大転換が進められている。

一方、県では、「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」（以下「七次長期計画」という。）の策定に向けて検討を進めており、本県農業・農村の潜在力をフルに発揮しながら、他産業や地域及び組織を超えた新しい視点からの「連携」と「参入」を進め、「みやざき農業の新たな成長産業化」に取り組むこととしている。

このような状況を踏まえ、本県の普及事業は、県農政の重要課題に的確に対応するため、国の「協同農業普及事業の運営に関する指針」を基本に、「宮崎県協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を定め、一層の高度化、重点化、連携強化を図り、概ね5年間の普及事業を計画的に推進する。

第1 普及事業の基本的な考え方

本県における普及事業は、助長法の規定に基づき、国と協同して専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営に関する技術及び知識の普及指導を行うことにより、主体的に農業経営の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、本県農業の持続的な発展及び農村の振興を図り、七次長期計画の実現を目指す。

1 普及指導員の役割と機能

(1) 普及指導員の役割

普及指導員は、スペシャリスト機能とコーディネート機能を発揮し、技術を核として、農業者の経営安定や所得の向上、産地力の強化、地域の活性化等、地域農業の総合的な発展を支援する役割を果たすものとする。

(2) 普及指導員が発揮すべき機能

普及指導員が、その役割を果たすために発揮すべき機能は、次のとおりとする。

ア スペシャリスト機能

農業者に対し、展示ほの設置等による産地課題の解決や経営診断に基づく経営改善支援を行うなど、農業に関する高度な技術や当該技術に関する知識(経営に関するものを含む。)の専門的な普及指導を行う機能。

イ コーディネート機能

地域農業について、生産組織や集落リーダー及び地域内外の関係機関との間で連携体制を構築し、将来ビジョン作成のための合意形成や課題の明確化、その対応方策の策定・実施を支援するなどの機能。

2 普及指導員の職務

(1) 調査研究

普及指導員は、普及指導活動の充実強化や資質向上のため、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行う。

なお、実施に当たっては、試験研究機関をはじめ、関係機関・団体と密接な連携を保つとともに、成果発表や共通課題の検討、情報交換等の研究会活動の充実に努める。

(2) 普及指導

普及指導員は、巡回指導、実証展示、研修会の開催等により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化、農業経営の改善に関する技術及び知識の普及指導を行い、地域農業の課題解決とその発展を図る。

第2 普及指導活動の課題

県の基本的な普及指導活動の課題は、七次長期計画に基づく施策に対応し、国の施策の展開方向や本県農業・農村を取り巻く状況、農業者のニーズ等を踏まえ、次の4項目とする。

- ・ 意欲ある多様な担い手への支援
- ・ みやざきらしい産地づくりと農業の6次産業化等の支援
- ・ 持続可能な農業生産や農畜産物の安全性確保に向けた支援
- ・ 活力ある農村の振興に向けた地域ぐるみの取組に対する支援

1 意欲ある多様な担い手への支援

(1) 認定農業者等への支援

経営感覚に優れた認定農業者を育成するため、経営改善計画の作成やその目標達成に向けた支援を行う。

このうち、個別経営体については、新技術の導入等により生産性を高め、経営の改善や高度化を推進するとともに、法人化の促進に向け税理士等の専門家と連携した指導・支援の充実を図る。

また、女性農業者や新規就農者については、生産技術や経営管理能力向上に関する学習機会づくりに取り組むとともに、家族経営協定の推進や認定農業者制度の活用による経営参画に向けた支援を行う。

さらに、農業法人に対しては、必要に応じて高度技術の導入等による経営力強化や雇用就農者の技術力向上に対する支援を行うとともに、食品産業等からの多様な事業の企画・提案などに対する支援を行う。

(2) 集落営農組織等への支援

地域農業の担い手を育成・確保するため、農用地利用改善団体や農作業受託組織等を含め、リーダーの育成や集落営農の発展過程に合わせた合意形成、ビジョンの策定支援などを行うとともに、既存の集落営農組織の経営安定や高度化に対する支援を行う。

(3) 新規就農者等への支援

新規就農者については、就農準備や円滑な経営開始、早期の経営定着に向け、認定就農者制度を活用した技術と経営の総合的な支援を行う。

また、他産業からの農業参入については、第2次・3次産業の豊富な経営資源を活かした農業経営が図られるよう、技術と経営が一体となった支援を行う。

さらに、青年農業者については、SAP会員を主体に、専門学修等による経営者としての資質向上支援を行うとともに、県立農業大学校生や農業高校生など将来の就農候補者について、教育機関と連携した研修を通じ支援を行う。

2 みやざきらしい産地づくりと農業の6次産業化等の支援

(1) 畜産の再生・復興支援

口蹄疫等からの再生・復興を図るため、再発防止に向けた万全な防疫対策等を啓発しながら、被災農家の経営再開計画の作成やその実現を支援するとともに、各地域の畜産産地再生推進会議及び支援班等への参画を通じた支援を行う。

(2) 産地づくり支援

我が国の食料供給基地としての農業生産力確保と農業所得の向上を図るため、みやぎブランドの推進をはじめ、生産技術の改善・高度化による生産性の向上、生産コストの低減、競争力の高い品目の導入・定着、リーダーの育成などを推進し、産地の再構築や新たな産地育成を支援する。

また、畑地帯における需要に即した畑作営農の確立を図るため、品質や収量の向上をはじめ、収益性の高い新品目及び新技術の導入に取り組むなど、畑地かんがい事業による水を活用した大規模な産地づくりを支援する。

(3) 農業資源の継承等支援

農業・農村が有する農地・施設・機械・技術などの農業資源を継承するための体制整備や関係者の合意形成等に向けた支援を行う。

また、継承すべき技術について、データの蓄積やマニュアル化等による支援を行う。

(4) 農業の6次産業化等支援

産地の収益力向上や農業者の所得向上を図るため、加工・業務用需要に対応した農畜産物の生産を支援するとともに、その流通や加工を含めた総合的な取組について、農商工連携や農業の6次産業化を推進するため、農業者と他産業の関係者及び専門家とのマッチング等を支援する。

(5) 新規需要米等の導入支援

水田農業の所得拡大や飼料自給率の向上を図るため、飼料用米や米粉用米などの新規需要米及び稲発酵粗飼料（稲WC S）等の導入を支援する。

3 持続可能な農業生産や農畜産物の安全性確保に向けた支援

(1) 持続可能な農業生産に向けた支援

化学肥料・化学合成農薬の低減、総合的作物管理（ICM）の導入、省エネルギー・省資源型農業生産体系への転換、たい肥の効率的利用に向けた耕畜連携の体制づくりに対する支援など、地球温暖化防止や生物多様性保全等の視点に立った環境保全型農業を推進する。

また、地域の自然条件や地球温暖化に適応した品目・品種への転換及び適応技術の開発・普及に取り組む。

(2) 農畜産物の安全性確保に向けた支援

農薬や資材の適正使用を含む農業生産工程管理（GAP）の導入と実践など、農畜産物の安全性確保に向けたリスク管理の取組に対する支援を行う。

(3) 農作業安全対策の推進

農作業事故防止のため、関係機関・団体や民間事業者等との連携の下、農業者の

農作業安全意識を啓発するとともに、農業機械操作技術の向上を支援する。

4 活力ある農村の振興に向けた地域ぐるみの取組に対する支援

農業・農村の活性化に向け、地域リーダーを育成するとともに、集落機能の維持や遊休農地の有効利用、鳥獣被害対策の推進、都市と農村との交流等、多様な関係者の連携による地域ぐるみの取組に対する支援を行う。

また、「食」と「農」との絆づくりを促す食育・地産地消等の活動が、地域の主体的な取組となるよう関係者との連携に努める。

第3 普及指導員の配置に関する事項

助長法で規定する「普及指導センター」として、西臼杵支庁及び各農林振興局に計8か所の農業普及部門を設置するとともに、これらの「普及指導センター」の総合調整を行うため、高度で先進的な専門技術に係わるスペシャリスト機能を持つ部門を営農支援課に設置し、それぞれに普及指導員を配置する。

また、その配置については、スペシャリスト機能及びコーディネート機能が十分に発揮され、農業者の高度かつ多様なニーズや地域農業の抱える課題への的確な対応が図られるよう、県域及び各地域において必要とされる専門項目、経験年数、在任期間等を考慮する。

1 広域指導担当普及指導員

営農支援課に、広域指導担当として広域指導担当普及指導員を配置し、県全域を活動範囲とする。

広域指導担当普及指導員は、普及指導活動における総合的な企画調整を行うとともに、試験研究機関や関係機関・団体等との連携、普及指導員の資質向上、調査研究の企画調整、広域的な課題への対応を行う。

2 西臼杵支庁・各農林振興局の普及指導員

西臼杵支庁及び各農林振興局に配置された普及指導員（資格の未取得者を含む。）は、それぞれの管轄区域を中心に活動することとし、関係機関との十分な連携を図りながら、農業者や地域農業の課題解決を支援する。

なお、その配置場所は、各農業改良普及センター（施設名称）とする。

3 普及指導員の養成・確保

普及指導員を計画的に養成・確保するため、普及指導員資格未取得者に対し、OJT等による課題解決能力の向上を図る。

また、集合研修等を通じて、農業に関する基礎的知識、専門的な技術に関する知識、普及指導活動手法に関する知識等の修得を図る。

さらに、普及指導員資格取得を推進するため、農業普及部門以外の対象者も含め、広域担当普及指導員を中心に必要な研修を実施する。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員は、農業分野における技術革新や農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業が抱える課題に的確に対応できるよう、必要な資質の向上を図る。

1 向上を図るべき資質

普及指導員は、次の資質向上を図るものとする。

- ・ 農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む。）
- ・ 地域農業における課題の明確化と課題解決への支援に関する技術及び知識

また、農業者に対する的確な情報提供及びマーケティングや知的財産などに関する支援を行うため、これらに必要な技術や知識の習得を図るものとする。

2 研修の計画的実施

普及指導員の資質向上を図るため、実効ある研修を計画的に実施する。

研修の実施に当たっては、研修に対するニーズや研修実績・評価等の反映に努め、中長期的な視点に立った「普及指導員研修基本計画（5か年）」及び年度ごとの「研修実施計画」を作成する。

また、農業者や地域の高度で多様なニーズに応え得る普及指導員を早期に育成する観点から、経験や普及指導活動の状況を踏まえた適正な研修の実施に努める。

さらに、国が行う各種研修への参加ニーズを把握した上で、担当分野や経験等に対応する研修への計画的な派遣を行う。

3 人事交流の促進

普及指導員の資質や能力の向上及び幅広い視野の醸成を図るため、試験研究・研修教育及び行政部門との人事交流を促進する。

4 普及指導手当

協同農業普及事業に取り組む普及指導員に対して、普及指導手当を支給することとし、手当の趣旨等を踏まえ適正な運用に努める。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、次の事項に留意する。

1 普及指導活動の重点化

第2の普及指導活動の課題に即し、農業普及部門が主体的に取り組むべき地域課題を明確にした上で、取組の必要性及び緊急性等を考慮し、普及指導活動の重点化（課題の重点化）を図る。

2 普及指導活動計画の策定と評価

（1）普及指導活動計画の策定

普及指導活動計画は、当実施方針に則し、農業・農村の現状や課題及び将来展望、

農政推進上の課題、農業者のニーズ、新技術の開発状況等を踏まえたものとし、中長期的な視点に立った基本計画（5年）の策定と中間年（3年目）における見直しを行うとともに、年度ごとの計画を策定する。

計画は、課題の内容によって次のとおり区分し、普及指導活動が適正な評価に資するよう、それぞれの課題における成果目標を設定する。

ア 総合プロジェクト計画

地域農業の構造改革など、各担当を超えて普及組織としての取組を必要とする課題

イ 個別プロジェクト計画

担当分野における高度技術の普及や経営改善に関わる課題

ウ 緊急プロジェクト計画

農業者や地域農業の緊急的な課題で、必要に応じ年度途中で計画を策定

(2) 普及指導活動の評価

普及指導活動の評価に当たっては、普及指導活動の具体的な方法とその成果等を実績として取りまとめ、必要性や有効性、効率性等の観点から内部評価を行うとともに、関係機関・団体の代表等で構成する農業改良普及事業推進協議会及び農家代表者による外部評価を実施する。

(3) 評価結果の活用

普及指導活動の評価結果は、その後の普及指導活動がより効果的かつ効率的に行われるよう普及指導計画の策定や見直しに活用する。

3 試験研究・研修教育及び行政部門との一体的取組

普及指導活動に当たっては、県の試験研究機関や県立農業大学校との密接な連携による一体的な取組に努める。

また、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構や大学、産学連携に知見を有する者等との連携に努め、これらに対して解決が必要な課題等の情報発信を行う。

さらに、各種補助事業、農業制度資金、税制特例措置等の行政施策の効果的な活用を通じて、農業者や地域農業の課題解決が図られるよう行政部門との一体的取組に留意した支援を行うとともに、行政施策の効果及び推進上の課題、施策の活用事例並びに施策ニーズ等について現場からの情報発信を行う。

なお、林業や水産業との複合経営を行う経営体に対する普及指導活動を行う場合には、当該普及事業との連携に努める。

4 普及指導協力委員等及び関係機関・団体との連携・役割分担

効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するためには、普及指導協力委員や農村女性アドバイザー及び関係機関・団体と十分な連携及び役割分担を図るとともに、次の事項に留意する。

(1) 普及指導協力委員等との連携

地域の先進的農業経営者及び税務、労務管理、農畜産物加工、マーケティング、

IT等に関する民間専門家を助長法で規定する「普及指導協力委員」として委嘱するとともに、優れた経営参画・社会参画を実践している女性農業者リーダーを「農村女性アドバイザー」として認定する。

これら両者においては、新技術の実証や導入モデルとしての先駆的活動、新規就農者等の育成支援、あるいは、高度な専門知識の普及支援への協力等を得るものとする。

(2) 関係機関・団体との連携

普及指導活動の実施に当たっては、市町村の農業振興計画等を踏まえるとともに、市町村や農業協同組合、金融機関、民間企業との連携や役割分担、及びそれぞれの機関の特性を活かした活動展開を図る。

また、担い手育成、産地づくり及び農村の振興等を総合的に推進する関係機関・団体の連携をコーディネートし、推進体制の構築や取組の充実・強化を支援する。

さらには、各機関等が管理する農業経営や産地に関わるデータ及び技術情報などについて、適正な管理の下での共有化とその活用に努める。

5 農業者等に対する積極的な情報提供

普及指導活動を通して把握した現地情報、関係機関・団体と共有化した情報、情報ネットワークの活用により収集した各種情報を普及指導活動やホームページ等を通じて、農業者等に迅速かつ効率的に提供する。

また、消費者に対しては、必要に応じ、農業に対する理解促進のための情報提供に努める。

6 研修教育の充実強化

農業者に対する研修教育は、農業普及部門及び試験研究機関等の関係機関との適切な役割分担と連携の下、総合的に推進する。

また、将来の担い手を安定的に確保するため、学校教育等との一層の連携強化を図り、将来の就農が期待される農業高校生等に対する就農啓発や実践的な研修の実施を支援する。

(1) 県立農業大学校における研修教育

県立農業大学校においては、「就農に自信と誇りの持てる学校」として、たくましい実践力を備え、即戦力となる農業者の育成を強力に進める。

また、県民一人ひとりが農業・農村の応援団として、「食」と「農」について身近なところから考える生涯学習の場としての充実を図る。

ア 農学部

農学部では、実習にウェイトを置いたカリキュラムを堅持しつつ、農業経営の大規模化や6次産業化などの新たなビジネス展開に対応するため、応用科学としての農業に関する基礎知識や実践的な営農・加工技術、経営管理等に関する教育を強化する。

また、先進農家研修等を通じて、就農意欲の向上を図るとともに、農業普及部門及び市町村、農業協同組合等との連携を密にし、就農への誘導対策を強化する。さらに、大学への編入学等について運営の弾力化を進め、教育水準の向上を図る。

イ 農業総合研修センター

農業者や農業指導者等に対して、生涯にわたって能力向上を図る教育（リカレント教育）の場を提供するとともに、他産業従事者や離職者等を含め、新規に就農を希望する者に対し栽培管理技術等に関する研修を実施する。

また、農業体験研修等を通じて県民の農業・農村に対する理解増進を図る。

ウ 指導職員の配置及び研修等

指導職員については、普及指導活動及び試験研究の経験等を考慮した配置に努めるとともに、大学や農業高校、教育委員会等との連携による人事交流及び研修による資質向上に努める。

(2) 青年農業者等への支援

農業普及部門は、県立農業大学校や社団法人宮崎県農業振興公社、市町村、農業委員会、農業協同組合、教育委員会等と連携して、青年農業者等が行う地域課題への取組及び技術の改良・経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動を支援する。

特に、SAP会員については、自主的な学修活動に対する支援を強化し、次世代の担い手としての資質向上を図る。

なお、青年農業者等の育成に当たっては、普及指導協力委員や農村女性アドバイザー等との十分な連携を図る。

7 その他普及指導活動の方法に関する留意事項

(1) 普及指導活動で得た情報の取扱

普及指導活動で得た情報の中には、企業秘密や知的財産、個人情報として保護が必要な情報が含まれる場合がある。

このため、情報の保護及び利用に関しては、関係法例等を踏まえ適正な管理に努め、意図しない情報流出を防止する。

(2) 農業経営のリスクを伴う計画に関する指導

農業経営の改善に向けた技術指導・経営指導は、農業者の経営判断や自己改善努力の助長に資するよう取り組むものであるが、新規就農や経営規模の拡大、事業の多角化、先導的な新技術の導入等の計画については、多額の資金調達を要し、経営の継続自体が困難となるようなリスクを伴う場合がある。

このため、このような計画に対して指導を行う際は、当該リスクについての説明責任を十分に果たすとともに、当該リスクの低減に向けて必要な普及指導活動を行う。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 都道府県間の連携

都道府県間の普及指導員による相互の技術協力については、鳥獣被害対策や病害虫防除技術など、県域をまたがる共通課題について、技術情報の取り扱い等に注意した上での連携活動や情報の共有化を行う。

2 海外技術協力への対応

諸外国からの普及事業関係職員の研修等への協力を努める。